

群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会
発行人 岡住貞宏 編集人 島田貞夫

NO. 2

震災対策特別号

紙上相談会
広報みなみそうま
現地ルポ・その2

紙上相談会

こんな事に困ったり、悩んだりしています

群馬司法書士会及び群馬青年司法書士協議会では、群馬県内に避難されている方々を対象に巡回相談・電話相談を行っています。相談を受けていて感じたことは共通の問題に悩んでいる方々が多くいるということです。そこで、相談内容を紙上再現することにより、相談する機会がなかった方々の「困ったこと、悩んでいたこと」の解決の一助になればと思い企画しました。しかし、相談事情は個々違いますので、まだ疑問が残る方は、裏面にご案内してある電話相談などをご利用下さい。また、相談会は社会保険労務士等の他資格者の御協力を得ております。

運転免許証の更新について



相談者 A わたしは震災が起きた週の週末に運転免許証の更新をする予定でしたが、震災の影響で今日（平成23年4月）まで更新できませんでした。どうすればいいでしょうか？

回答者 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による災害が「特定非常災害」に指定されています。（特定非常災害・ポイント解説1参照）この指定に基づいて被災された方の運転免許証の有効

期間等が平成23年8月31日（水曜日）まで延長されていますので、延長期間の満了日までに更新手続きを済ませておきましょう。

津波で流された自動車の登録抹消は？

相談者 B 自分の所有する自動車が震災による津波で流されて見つからなくなってしまいました。このような場合、自動車の登録抹消をしなければならないようですが、詳しく教えてください。

回答者 自動車の登録抹消には永久抹消登録と一時抹消登録の2種類があります。今回のように所有自動車が震災による津波で流されて行方不明になった場合には永久抹消登録の手続をする必要があるかもしれません。

永久抹消登録の場合には、災害により自動車が滅失した場合として、地方自治体から罹災証明書を発行してもらい、運輸支局において当該自動車の永久抹消登録申請をすることになります。

ただし、永久抹消登録は当該自動車を二度と使わないことを前提としており、後に抹消登録した自動車が発見されたとしても、再び自動車を登録して使用することはできないので注意してください。

自動車の抹消登録申請をする場合には、必要な書類等として、ナンバープレートおよび自動車検査証が必要となりますが、車両が所在不明のため登録番号が不明、印鑑登録証明書の取得困難な被災者の方には「被災車両の永久抹消登録申請時の特例的取扱い」が行われていますので、詳しくは運輸支局にお問い合わせください。

自動車税の支払いは

相談者 C 自動車税は今年度分も支払わなければならないのでしょうか。

回答者 自動車税は毎年4月1日現在の車検証上の所有者に1年分が課税されますが、自動車税の減免措置を発表している自治体もありますので、各自治体にお問い合わせみましょう。

●●● 相談員からひと言 ●●●

あなたが、今回の震災や津波で愛車を失った、あるいは福島第一原発事故で自動車を置いたまま避難してきた場合、上でお話ししたこと以外にも問題があります。

まず、自動車が壊れた場合に補償される車両保険でも、通常は地震や津波による被害は補償対象になりません。しかし、あなたが地震・噴火・津波による損害を補償する特約を付けていたことを忘れていた可能性もあります。

つぎに、契約していた自賠責保険や任意保険のことについても考えなければなりません。具体的には、保険を継続するか、解約するか、「中断」手続きをとる（これによって、後で自動車保険に入りなおすときに今までの等級を引き継ぐことができる）か、解約することによるデメリットとしてどのようなものがあるのか、また、中途解約による返戻金はどのくらいあるのか等といったことです。各保険会社では、被災者のために相談窓口を設けていますので、ご加入の保険会社に一度問い合わせてみてはいかがでしょうか。

ところで、震災に伴う津波によりあなたの自動車が流されて他人の家にぶつかって壊してしまった場合、家の所有者に修理費等を支払わなければならないのでしょうか。

この場合、家が壊れた原因は、主に津波によるものですので、一般的には「不可抗力」といえます。よって、あなたが自動車の保管、管理や運行について特別に責任を負うべき事情でもない限り、損害賠償責任を負うことはないと思われます。

原発事故による避難者も失業保険の給付が

相談者 D 私は福島第一原発事故の避難指示によりこちらに避難しています。避難指示が解除されれば地元に戻り働くつもりです。

また、避難指示があるまで働いていた工場も現在は作業ができない休業状態ですが、将来的には再開したいとの連絡を受けております。このような場合でも失業保険の給付を受けられますか？

回答者 本来は、失業保険の給付は退職や解雇などにより「失業」した場合に受けられるものです。しかし、震災による特例措置により事業所が災害を受けて休業している場合には失業保険の給付を受けられます。

また、福島第一原発の事故により避難指示や屋内退避指示を受けた事業所の労働者も、失業保険の給付を受けられることになりました。

さらに、厚労省は、将来的に職場に戻る予定のある「一時的な離職」の場合にも、失業保険の基本手当を支給する「特例措置」を実施すると発表しています。

相談者 D 失業保険の給付は、どこで申し込めますか？できればこちら（避難場所）の近くのハローワークで申請できればいいのですが。

回答者 通常は、住所地のハローワークで失業保険の給付を申し込みます。しかし、被災した人は、特例により住所地以外のハローワークでも申請できますので、最寄りのハローワークに相談してみましよう。

失業保険の給付申請をしたが会社が雇用保険に未加入だった

相談者 E 私は今回の震災がきっかけで失業しました。失業保険の給付を申請しようとしたのですが、どうやら勤めていた会社で雇用保険に加入してくれなかったようです。

回答者 退職後に手続きをすともらえる可能性もあります。この場合、勤めていた会社に、在職中にさかのぼって加入手続きをしてもらい、その期間中の保険料を納め支給要件を満たしていれば受給資格が発生します。

ただし、さかのぼれるのは最長で退社前2年までですから、勤続10年の人も勤続2年の人と同じ被保険者期間にしかありません。まずは勤めていた会社に連絡してみましよう。

相談者 E わかりました。ですが仮に会社に雇用保険に加入してくれるよう頼んでも断られたらどうすればいいのでしょうか？

回答者 その会社に勤めていた証拠として給与明細などを添付してハローワークから会社に加入するよう指導してもらうことができます。

「離職票」がない場合の失業保険の給付は？

相談者 F 私も今回の震災がきっかけで失業しました。私の場合、被災するまでに2つの職場で仕事に就いていました。最初の職場A社で2ヶ月、A社を退職して1週間後にはB社（本社は東京）に就職しました。震災日である3月11日はB社に在勤していましたが3月11日までのB社での在勤期間は5ヶ月ちょっとです。B社からは4月15日付けで解

雇する旨の通知を4月12日に電話で受けました。A社での離職票は家（被災地）にありますが、取りにいけません。また、B社の離職票は現在もらっていません。このように「離職票」がない場合でも、失業給付の申請はできますか？

回答者 あなたの場合、最初のA社での勤務と被災時点で勤務していたB社での通算した在職期間が6ヶ月以上あるので、失業保険の給付はできると思われます。失業保険の給付を受けるためには、A社とB社の離職票の提出が必要になります。あなたの場合、A社の離職票はA社に控えがあるはずなので、これを取り寄せましょう。B社については、電話をしてB社に送ってもらいましょう。（失業保険の給付要件・ポイント解説2参照）

また、解雇の際は、会社はその労働者に対して、30日前までに解雇予告をしなければなりません。解雇予告期間が30日に満たない場合は、その日数によって解雇予告手当を支払う必要があります。

あなたの場合、解雇の予告通知が解雇日（4月15日）の3日前（4月12日）なので、B社に対して27日分の解雇予告手当の請求ができます。離職票の件とともにB社に問い合わせしてみましょう。

相談者F 早速B社に連絡してみます。ですが、もし会社から離職票を発行できないと言われたらどうすればいいのでしょうか。

回答者 事業主が離職票を発行できない場合でも、ハローワークで「雇用保険の被保険者であったことの確認」を請求することができます。この制度を利用すれば、離職票がなくても失業給付を申請できます。

●●● 相談員からひと言 ●●●

震災のような大規模災害が発生すると、事務所や工場も被災しますので、会社の資金繰りが悪化したり、そもそも事業を継続することが難しくなったりします。つまり、震災と労働問題は切っても切れない関係といえるでしょう。今回は、解雇に関する問題について見てみます。

1. 整理解雇に関する問題

震災後、会社の経営状態が悪くなり、あなたが解雇を通知された場合、注意すべき点は何があるのでしょうか。

まず、整理解雇とは、企業経営の悪化を理由とする企業側からの一方的な意思表示による労働契約の終了のことで、「リストラ」と言った方がわかりやすいでしょうか。この整理解雇は、企業が生き残る代わりに労働者が犠牲になることから、安易な解雇（解雇権の濫用）がなされないよう判例により4つの要件が示されており、これらを満たさないと整理解雇は認められないとされています。

ア. 人員削減の必要性（会社の業績の悪化）

イ. 解雇を回避する努力を果たしていること（希望退職の募集や配転等の手段が尽くされている）

ウ. 被解雇者の選定基準及び選定の妥当性（合理的基準をもって公正に被解雇者を選定しているか）

エ. 手続きの妥当性（労働組合や労働者に十分に説明、話し合いをしたか）仮に、あなたが整理解雇されることを認める場合、後日の紛争の予防のために次のことをやっておきましょう。

① 離職票の記載が正しいか確認すること。

記載内容が間違っていると、正当な雇用保険の給付が受けられなくなるおそれがあります。

② 30日以上前の解雇予告がされていること又は予告手当が支払われていることを確認しましょう。

③ 会社の対応に疑問がある場合には、解雇の理由、時期を明確にするために解雇（予告）通知書や解雇証明書の交付を会社側に求めたりするべきでしょう。

2. 未払賃金立替払制度

企業が震災により倒産状態にある場合、賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、賃金を立て替えて払ってくれる制度（未払賃金立替払制度）がありますので、労働基準監督署等に相談されるとよいでしょう。

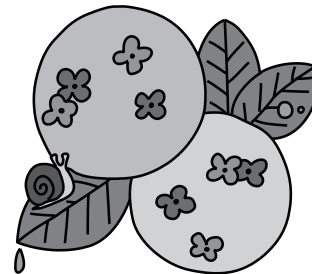
ポイント解説1 「特定非常災害」とは、政府が法律に基づき指定する大規模な災害のこと。例えば、指定されると被災者に対して運転免許証の更新などのように期限が定められている行政上の満了日が延長される。

ポイント解説2 失業保険の給付

事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付を受給できます（休業）

災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます（離職）

（武内純一・野澤治利）



群馬に避難されている方々の声を地元行政に 南相馬市役所に要望書を持参、市は検討を約束

南相馬現地ルポ・その2

6月2日木曜日早朝、南相馬市に向かった。4月14日の訪問の際宿泊した「ホテル扇屋」に予約を入れると、工事関係者などで満員とのこと。原町のホテル・旅館の多くが再開しているが、やはり満員だった。仕方なく郡山市郊外に宿泊、田村市から飯館村を経由して南相馬市に入ったのは午前9時半過ぎだった。

途中、ラジオを聴いていると、「みなみそうまさいがFM(?)」からの放送が始まった。市役所に設置された臨時の放送局が、一日三回、市民向けの放送をしている。最初に前日計測した市内の放射線量が放送された。地上1メートルと、10センチメートルで計測しているのだという。計測地によって数値が大幅に異なることに驚いた。同時に、南相馬市のFM局ならではの放送だと感心した。

まず原町小学校に向かう。朝陽を浴びた校庭には、数十台の乗用車がそのままになっていた。小学校の体育館には、小高地区からの避難者がいた。ダンボールで仕切りと床をこしらえた上に布団をしいて座っている老婦人がいた。話を聴くと、2時間の一時帰宅にひとりで行ってきたのだと言う。夫も行ったが、足が悪くて無理だった。地震で棟の瓦が落ちたまま避難してきたので、シートだけでもかけたかったがとても無理だったこと。飼っていた猫が死んでおり、辛くて悲しかったこと。なにをどうしたらいいか迷っているうちに時が過ぎ、戻ってきたことなどを話してくれた。3ヶ月近くも避難したままで、お金もないのに、小高地区へ入ったら罰金10万円を取られると言われた理不尽さに憤慨していた。

原ノ町駅に向かう。地震で停まった特急列車がそのままになっている。駅前に「はらまち旅行」のバスが停まっていた。運転手さんに聞くと、JRの代行バスとして相馬まで往復しているのだと言う。相馬から先はやはり代行バスがJR亙理駅まで行っている。陸路の公共交通は一応通ったが、乗客はまだ少ないとのことだった。生徒や学生のためにはスクールバスが運行されている。

駅前通の「旭公園」でグラウンドゴルフをしている人たちがいた。4月に訪れたときは満開の桜だったが、いまはすっかり緑になっている。木陰で休む人たちに「群馬司法書士新聞」を見せると、とても興味を示してくれた。避難所から戻った人も多いらしい。

「群馬にいる避難者のための新聞です」というと、みな集まって写真撮影に応じてくれた。

門馬司法書士事務所に向かう。前回訪問の際には立ち寄れなかったため、災害発生後初めての訪問になる。門馬司法書士は元気に迎えてくれた。屋内退避指示後、東京に行っていたが、夫妻で戻ってきたのだと言う。南相馬市の人口は7万弱。いまは4万人程度ではないかというが、正確な数字はわからないらしい。万一の場合は自主避難するため、車に緊急用品を積んであると言った。

市役所に向かう。市役所一階は手続にやってきた市民でごった返しており、職員は対応に追われている。多忙さに恐縮しながら、「広報公聴係」に、「群馬司法書士新聞」を見せ、群馬の避難者と地元をつなぐために訪問したことを告げた。新聞を100部ほど渡し、次号からは500部ほどを送るので、市内各所に配布して欲しいと依頼した。そして「要望書」を渡す。

「相談を聞いていると、避難時の事情でバラバラになった家族が少ない。せめて家族が一緒でないと、不安をはずめることも、将来について語ることもできない。市が大変なことは充分承知しているが、群馬司法書士会として必要な協力は惜しまないから、是非、検討をお願いしたい」と申し添えた。「要望書」は、最終的には市役所3階の「企画経営課」に届けることができ、窓口で丁寧な対応をしていただき、検討することを約束いただいた。

「災害対策本部」の担当者にもお会いすることができた。南相馬市の法律相談は、商工会議所において弁護士が行っている。現在も南相馬市にいる弁護士は数名で、司法書士も同様だ。弁護士は隣接する相馬市の常設相談所にも詰めている。「必要なら群馬の司法書士が相談に当たることも可能です」と申し入れると、担当者は関係者とすぐに連絡をとって検討してくれ、受け入れが可能であることを知らせてくれた。

南相馬市の置かれた状況はいまも変わらず困難だ。市役所HPにはたくさんの情報が載っているが、群馬県内の避難者がそうした情報に接することは容易でないだろう。被災地から離れた司法書士にできることには限りがある。しかし、限りあることでも積極的に行う必要があると感じさせられた。

(斎藤幸光)



相馬まで往復する代行バス。JR代行バスに接続して常磐線巨理駅まで行ける。



旭公園ではグラウンドゴルフをしていた。「群馬司法書士新聞」を手に集合写真。避難所から帰った方も多い。



南相馬市で開業している門馬司法書士夫妻。子どもは東京に残し、二人で戻って事務所を再開。いつでも避難できる準備をしているという。

群 司 発 第 7 5 号

平 成 2 3 年 5 月 3 1 日

福島県南相馬市
市長 桜井 勝延 殿

群馬司法書士会震災対策本部
本部長（会長） 岡住 貞宏

要 望 書

東日本大震災及びこれに伴う原発災害の発生以来、被災地自治体である貴市のご努力に対し、深甚な敬意を表します。

群馬県には、貴市を中心とする被災地からの避難者が多数滞在されておられます。当会は、そうした避難者の方々を対象とした「困りごと相談」を、東吾妻町・草津町・片品村などの避難所において開催してまいりました。さらに専用電話による電話相談も行ってきました。私どもが受けた多くの相談の中には、貴市に対する要望として受け止めるべき事項が含まれておりました。

財政面や人員面などで苦境に置かれ、政府からも十分な援助のない中で最大限の努力を払っておられる貴市に対し、私どもが避難所で受けた相談の中から要望事項をお届けすることは、さらなる負担になることと存じます。しかしながら、地元を離れた被災者の声を貴市に届けることは、避難者ばかりでなく、貴市にとっても有益であると考え、本要望書を提出することにいたしました。

当会の意のあるところをおくみいただき、ご善処たまわるようお願い申し上げます。

要 望 の 趣 旨

東日本大震災からの復興のため、南相馬市から全国各地での避難所生活を送る市民の方々の現状をふまえ、行政としてのきめ細やかな配慮及び施策の実施を要望します。

要 望 の 理 由

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの尊い人命が失われました。また、原子力発電所の事故の影響から多くの市民の方が避難生活を余儀なくされ、南相馬市からも数多くの市民の方々が群馬県内に避難しています。

当会では、これまで群馬県内で避難生活を送る方々を対象に、巡回相談や電話相談等の支援活動を行ってきました。これらの活動を通じてたくさんの方々とふれ合う中で、次のような声を聞きました。

「ここで生活することは偶然に決まった。避難先に向かうバスがどこに行くのかもわからず、急き立てられるように乗り込んだ。その結果、自分は群馬、父は長野、母は新潟という具合に家族がバラバラに避難所生活を送っている。しかも、父や母の避難先が分かったのは、避難後、相当の時間が経ってからのことだった。」

「とにかく早く避難しろといわれ、どこに避難するのも分からず、バスに乗り込むことだけを急かされた。」

「避難先での生活のフォローが少ない。限定された情報しか入らず、自分が行政から忘れ去られているようにも感じる。今後のことは、ほとんど何も分からない。」

地震、津波による被害に加え、原発事故も重なり、情報が錯綜する混乱の中で行われた避難誘導であり、行政として必ずしも十分な対応ができなかったであろうことは、やむを得ないところだったと思います。その当時、一人ひとりの市民の声にすべて対応することは、ほとんど不可能なことであったでしょう。しかしながら、すでに避難所生活も2ヶ月を超えておりますので、そろそろこのような避難者の声にも、きめ細やかに対応して頂きたいと願うところです。避難所生活は、想像以上に不自由かつ抑圧的なものであるようです。このままの状況が続けば、避難者の方々の不安は頂点に達し、やがて爆発的に不満の声が噴出することを憂慮しております。

とりわけ、家族がバラバラに避難したまま一緒に生活することができないでいる方々には、早急な善処をお願いしたいと考えております。避難所生活が長期化することで、地域コミュニティ崩壊の危惧が叫ばれていますが、それ以前に家族が崩壊の危機に直面しています。避難所生活の不便さは避けられないとしても、家族と一緒にあれば、それを乗り越える気力も倍増することでしょう。なにとぞ家族と一緒に過ごせる環境を整備して差し上げてください。

当会が避難所を巡回し、見聞する限りにおいては、避難所の生活は想像以上に負担が大きいようです。その一方で、避難者の方々は、「お世話になっている」という負い目からか、なかなか不満の声を上げにくい状況にもあります。事実、相談活動をしていても、当初は「別に何も相談することはありません」と言っていた方々が、世間話を重ねるうちに、実にさまざまの不安・不満を口にしているのです。

市役所の方々も、課題山積の中、なかなか手の回らないこととはお察し申し上げます。現在、すでにたくさんの要求や注文があり、その全部には対応できないであろうことも理解しております。ただ、避難所の中には、上記のようないわば「声なき声」が充満しているのも、また事実です。どうかこのような実情をご理解いただき、行政としてきめ細やかな配慮と、それに基づく施策を実施下さいますよう、切に希望する次第です。

末尾ながら、あらためて市役所のみなさまご奮闘に敬意を表しますと共に、南相馬市の一日も早い震災からの復興をお祈り申し上げます。

以上